



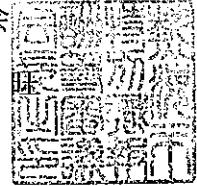
熱報審第9号

平成23年10月17日

熱海市長 齊藤栄様

熱海市特別職報酬等審議会

会長 鈴木秀



特別職の報酬等の額について（答申及び意見）

平成23年8月1日付け熱總行第81号において諮問のあった、次に掲げる特別職の給料及び報酬の額について本審議会において慎重に審議した結果、長年にわたる経済の疲弊、雇用情勢の悪化等、本市を取り巻く深刻な社会情勢に鑑み、主権者たる市民が抱える苦痛を市政に関わる者すべてが等しく分かち合うとの自覚と姿勢が現下においては何よりも重要であるとの結論に達しました。

については、これら給料・報酬の額を原則一律15%減額することが必要かつ適切であるとし、別紙のとおり答申及び意見を提出します。

(1) 热海市の議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の政務調査費の額

(2) 热海市の教育長及び固定資産評価員の給料の額並びに行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬の額

本市の行政を代表する市長及び議会の議員におかれましては、本審議会の答申及び意見を最大限尊重され、実施に向けて尽力されることを期待します。



## 1 諒問に対する答申について

### (1) 市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員報酬及び議員の政務調査費の額

ア 市長及び副市長の給料の額は、15%減額し、次に掲げるとおりとすることが適當である。

① 市長 月額748,000円（現行：月額880,000円）

② 副市長 月額629,000円（現行：月額740,000円）

イ 議会の議員報酬の額は、15%減額し、次に掲げるとおりとすることが適當である。

① 議長 月額395,000円（現行：月額465,000円）

② 副議長 月額361,000円（現行：月額425,000円）

③ 議員 月額332,000円（現行：月額390,000円）

ウ 議員の政務調査費については、当該制度の導入を見送ることが適當である。

### (2) 改定時期

改定の実施時期は、平成24年4月1日とすることが適當である。

### (3) 改定理由等

市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員報酬の額は、平成4年の改定以来据え置きとなっているが、その後の約20年間における厳しい経済・雇用情勢等の本市を取り巻く状況を考えると、徹底した行財政改革を行い、簡素で効率的な市政を運営していく必要があり、市長及び議会がその先頭に立って改革を推進していくことが強く求められている。

このような状況のもと、市長から諒問を受けたこれらの特別職の給料及び報酬の適正額について審議するに当たり、本審議会としては、それぞれの職務職責の重要性、民間給与実態等の各種経済指標が低下していること、他都市の特別職の給料及び報酬の支給状況から比較した市民1人当たりの負担額が高いこと等を踏まえ、各委員の所見により総合的に勘案し、市長及び副市長の給料にあっては最低限15%、議員報酬にあっては同じく15%の減額（千円未満は四捨五入とする。）が適當であるとの結論に達した。

議員の政務調査費については、現在、その交付対象、支給額、交付方法等を定めた条例が未制定であり、当該予算措置もされていないことから、交付実績がない状況であるが、

議会の審議能力の強化と議員の調査研究活動基盤の充実を図るとともに、議員の調査研究活動費の公費負担に係る透明性を確保するため必要な制度であるものの、新たな財政負担に対する市民感情等に特段の配慮が必要なことから、今回の政務調査費制度の導入は見送ることが適当であるとの結論に達した。

#### (4) 付言

本審議会の審議においての結論は、前述のとおりであるが、委員間の議論をもとに本審議会として、次に掲げるとおり付言する。

ア 市長及び副市長の給料の額は、平成23年度まで特例措置により減額されてきている経緯があり、平成24年度から答申後の額で給料を支給することにより、それ以前に比べて実質支給額が増えることとなるので、各種料金改定の実施等の市民負担の増加に配慮し、財政状況等を精査した上で改定を実施するとともに、より効率的な行財政運営を図り、市民に対する説明責任が果たせるよう一層の努力を期待する。

イ 議員報酬は、議員の役務の提供への対価として支給されるものであるが、生活給あるいは活動費といった性質を明確に区分できない側面があるので、将来的に議員の職務に対する適正な議員報酬額を評価するには、議員報酬、政務調査費等の議会に専属する事項は議員間で議論することが基本との理解のもと、議員定数に対する考え方と併せて議論した上で議員活動状況等とともに明らかにして、市民の理解度を向上させが必要である。

ウ 市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員報酬及び議員の政務調査費の額についての本審議会への諮問は、当該特別職の任期である4年を目途として定期的に行うことが望ましい。

## 2 意見を求められたことに対する意見について

### (1) 教育長及び固定資産評価員の給料の額並びに行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬の額

- ア 教育長の給料の額は、15%減額し、月額561,000円（現行：月額660,000円）とすることが適当である。
- イ 固定資産評価員の給料の額は、一般職の職員が兼務する固定資産評価員の職を非常勤とした上で、当該報酬額を定めないこと（現行：月額557,000円）とすることが適当である。
- ウ 行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬の額は、別表に定める額とすることが適当である。

### (2) 改定時期

改定の実施時期は、平成24年4月1日とすることが適当である。

### (3) 改定理由等

教育長の給料の額は、平成4年の改定以来据え置きとなっているが、その後の約20年間における厳しい経済・雇用情勢等の本市を取り巻く状況を考えると、教育委員会の権限に属する全ての事務を掌る教育長が先導的な役割を担い、より効率的かつ効果的な教育行政を運営していくことが求められている。

このような状況のもと、市長から意見を求められた教育長の給料の適正額について審議するに当たり、本審議会としては、その職務職責の重要性、民間給与実態等の各種経済指標が低下していること、他都市の教育長の給料の支給状況等を踏まえ、各委員の所見により総合的に勘案し、最低限15%の減額が適当であるとの結論に達した。

固定資産評価員の給料の額については、その職務職責の重要性に鑑み、他都市における一般職の職員との兼務状況等を踏まえつつ、各委員の所見により総合的に勘案し、一般職の職員が兼務する固定資産評価員の職を非常勤とした上で、当該報酬額を定めないこととすることが適当であるとの結論に達した。

行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬の額については、地方自治法の趣旨、裁判事例、行政委員の活動状況等を踏まえ、次に掲げる考え方により、別表に定める額とすることが適当であるとの結論に達した。

- ア 行政委員等の報酬額については、市長等の特別職の減額率を踏まえ、現行額から 15% 減額した額を基準とすること。
- イ 現行の報酬額が月額で定められている行政委員等については、原則として、日額化すること。（公平委員会、農業委員会関係）
- ウ 合議体の長である委員（資格職である医師を含む。）については、当該組織内の意見の調整と統括、会議の進行管理、資格職としての専門性等の職責を考慮して、委員の報酬額に一定の加算措置（500 円～3,000 円加算）を行うこと。（固定資産評価審査委員長、選挙長、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票管理者、開票管理者、国保運営協議会長、介護保険運営協議会長、介護認定審査会医師、障害者程度区分認定審査会医師、その他法令又は条例の規定による委員会長関係）
- エ 調査・審議案件に係る事前研究、基礎的事項の下調べ、研修会の受講等が求められる行政委員等については、相当する部分に係る報酬を月額で措置することとし、定例会等への出席や公式行事への参加等に対する部分に係る報酬を日額で措置する『併用報酬制』とすること。（教育委員会関係、選挙管理委員会関係）
- オ 活動日数、活動内容等に応じて日額報酬を支給することが、現行の月額報酬による支給額よりも費用負担が多くなることが見込まれる行政委員等については、現行額から 15% 減額した額を基準として月額報酬制を維持すること。（監査委員関係、体育指導委員関係）
- カ 準司法的権限を有する行政委員会に属する行政委員等については、当該報酬額を同一のものとするとともに、その額を固定資産評価審査委員会に係る報酬額（委員長 9,500 円・委員 8,500 円）に整合させること。（固定資産評価審査委員会、公平委員会、情報公開審査会、個人情報保護審査会関係）

#### (4) 付言

本審議会の審議においての結論は、前述のとおりであるが、委員間の議論をもとに本審議会として、教育長の給料及び行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬の額について本審議会へ意見を求めるることは、市長等の特別職の任期である 4 年を目指として定期的に行うことが望ましいことを付言する。



## 別表（その1）

## 行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬額

No.	名 称	現行額	改定額	減額率	備 考
1	教育委員会委員長	月額 63,000	月額25,100 (60.2%減) +日額 9,500	14.9%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を53,600円とする。 活動状況 3か年平均：月3回
2	教育委員会委員	月額 53,000	月額19,600 (63%減) +日額 8,500	14.9%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を45,100円とする。 活動状況 3か年平均：月3回
3	選挙管理委員会委員長	月額 32,000	月額13,200 (58.8%減) +日額 7,000	15%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を27,200円とする。 活動状況 3か年平均：月2回
4	選挙管理委員会委員	月額 26,000	月額10,100 (61.2%減) +日額 6,000	15%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を22,100円とする。 活動状況 3か年平均：月2回
5	選挙管理委員会委員臨時補充員	日額 10,000	日額 8,500	15%	
6	公平委員会委員長	月額 26,000	日額 9,500	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定額と同額とする。
7	公平委員会委員	月額 25,000	日額 8,500	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定額と同額とする。
8	監査委員（識見者）	月額 121,000	月額 102,900	15%	
9	監査委員（議員）	月額 63,000	月額 53,600	14.9%	
10	農業委員会会長	月額 32,000	日額 9,100	—	活動状況 3か年平均：月3回 32,000円×0.85=27,200円 27,200円÷3回=9,100円
11	農業委員会委員	月額 26,000	日額 7,400	—	活動状況 3か年平均：月3回 26,000円×0.85=22,100円 22,100円÷3回=7,400円
12	固定資産評価審査委員長	日額 11,000	日額 9,500	—	委員の日額に1,000円加算
13	固定資産評価審査委員	日額 10,000	日額 8,500	15%	



別表（その2）

## 行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬額

No.	名 称	現行額	改定額	減額率	備 考
14	選挙長	日額 11,000	日額 9,500	—	代理の日額に1,000円加算
15	選挙長代理	日額 10,000	日額 8,500	15%	
16	期日前投票所の投票管理者	日額 11,000	日額 9,500	—	代理の日額に1,000円加算
17	投票所の投票管理者	日額 11,000	日額 9,500	—	代理の日額に1,000円加算
18	投票管理者代理	日額 10,000	日額 8,500	15%	
19	期日前投票所の投票立会人	日額 8,000	日額 6,800	15%	
20	投票所の投票立会人	日額 10,000	日額 8,500	15%	
21	開票管理者	日額 11,000	日額 9,500	—	代理の日額に1,000円加算
22	開票管理者代理	日額 10,000	日額 8,500	15%	
23	開票立会人	日額 10,000	日額 8,500	15%	
24	選挙立会人	日額 10,000	日額 8,500	15%	
25	社会教育委員	日額 10,000	日額 8,500	15%	
26	体育指導委員	月額 7,500	月額 6,400	14.7%	
27	国保運営協議会委員	日額 10,000	会長：日額 4,800 委員：日額 4,300	— 57%	委員の日額に500円加算
28	介保運営協議会委員	日額 5,000	会長：日額 4,800 委員：日額 4,300	— 14%	委員の日額に500円加算
29	介護認定審査会委員	日額 20,000	医師：日額 20,000 他委員：日額 17,000	— 15%	他委員の日額に3,000円加算
30	障害者程度区分認定審査会委員	日額 20,000	医師：日額 20,000 他委員：日額 17,000	— 15%	他委員の日額に3,000円加算
31	情報公開審査会会長	1日につき 10,000円を 超えない範 囲内におい て任命権者 が定める額	日額 9,500	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定額と同額とする。
32	情報公開審査会委員		日額 8,500	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定額と同額とする。
33	個人情報保護審査会会長	日額 5,000	日額 9,500	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定額と同額とする。
34	個人情報保護審査会委員		日額 8,500	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定額と同額とする。
35	その他法令又は条例の規定による委員		会長：日額 4,800 委員：日額 4,300	— 14%	委員の日額に500円加算